

仕 様 書

1 契約件名

地域活動支援センター（身体障害）・保谷障害福祉センター運営等業務委託

2 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 履行場所

西東京市保谷町一丁目6番20号

西東京市保谷障害者福祉センター内 その他、発注者が指定する場所

4 業務内容

在宅障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに、市内の障害者団体及び一般市民に施設の一部を提供することにより地域活動を支援するため、西東京市保谷障害者福祉センター条例及び東京都区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱に規定する事業を実施する。

(1) 地域活動支援センター事業

ア 心身機能維持及び回復並びに基本的日常生活動作に係る機能訓練に関する業務

(ア) 理学療法

(イ) 作業療法

(ウ) 言語療法

(エ) 音楽療法

(オ) その他機能訓練に関する業務

イ 地域社会活動、日常生活関連動作拡大等の社会適応訓練に関する業務

(ア) 生活関連動作訓練

(イ) 就職前訓練

(ウ) 自立生活支援

(エ) 屋外訓練（公共交通機関及び公共施設の利用、外出計画策定の支援等）

(オ) その他社会適応訓練に関する業務

ウ 日常生活活性化、教養向上等の創作的活動に関する業務

(ア) 陶芸

(イ) 園芸

(ウ) 書道

(エ) その他創作的活動に関する業務

エ 利用者支援に関する業務

(ア) リハビリ相談

(イ) 健康管理及び介護に関する相談

- (ウ) 健康相談
- (エ) 福祉用具、補装具、車椅子、自助具等に関する相談
- (オ) 住宅改修に関する相談
- (カ) 家族調整に関する相談
- (キ) その他利用者支援に関する業務

オ レクリエーション行事に関する業務

利用者の生活に潤いを与えるよう、文化祭、利用者懇談会、屋外レクリエーション等の企画及び実施を行う。

カ 利用者の送迎及び介助に関する業務

利用者の身体の状態に応じた適切な支援を実施する。

- (ア) 送迎サービス
- (イ) 移動、移乗、食事、排泄、整容、更衣等の介助

キ 入浴サービスに関する業務

在宅での入浴が困難な身体障害者（介護保険対象者は除く。）に対して、入浴サービスを実施する。

ク 費用の計算等に関する業務

毎月、利用者区分及び利用単位ごとのサービス事業費及び利用者負担額の計算を行って発注者へ報告し、発注者の発行する利用者負担額納入通知書を利用者へ配付する。

(2) 相談支援事業

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第20項に規定する基本相談支援、同条第21項に規定する地域移行支援及び同条第22項に規定する地域定着支援

イ 障害福祉サービスおよび介護保険サービス利用支援（情報提供、支援のための同行、手続代行等）

ウ 地域生活支援事業及び社会適応訓練事業利用の相談及び助言

エ 社会資源活用の支援（各種支援策に関する助言、援助等）

オ 住宅、就職、アルバイト、公共サービス、医療サービス等の情報提供、専門機関の紹介及び支援のための同行

カ 権利擁護のための必要な援助

キ 関係機関との連携

ク 福祉用具、補装具、車椅子、自助具、住宅改修等の利用支援（情報提供、支援のための同行、手続代行等）

ケ 4（1）に規定する地域活動支援センター事業利用開始のための聴き取り、利用可否判定情報の収集

(3) 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

ア ボランティア育成として、市民ボランティアの受入れ

イ 公共施設予約管理システムを利用した施設の貸出し業務

西東京市保谷障害者福祉センターの集会会議室の使用を希望する市民及び市内障害者団体に対して、公共施設予約管理システムに関連する業務全般（利用登録の受付、承認等）を含む、貸出し業務を実施する。

(4) 地域生活支援拠点等事業

西東京市における地域生活支援拠点等整備方針に基づき、コーディネーターを配置するとともに基幹相談支援センター及び計画相談支援事業所と協力・連携して当該事業の利用対象者の掘り起こしやアウトリーチ等を行い、必要な支援等につなげる。

(5) 高次脳機能障害者支援促進事業

高次脳機能障害者の支援の充実を図るため、高次脳機能障害者支援員を配置し、以下の事業を行う。

ア 相談支援

高次脳機能障害者、家族等からの個別の相談に応じ、適切な指導又は助言をすることともに、情報提供を行う。

イ 関係機関等との連携

高次脳機能障害者の自立した日常生活、就労等を支援するため、医療機関、就労支援センター、当事者、家族会等の関係機関との連携を図り、定期的に連絡会を開催するなど本事業が効果的に実施されるよう努める。

ウ 社会資源の把握及び開拓

地域の保健・医療機関、福祉施設等の関係機関における高次脳機能障害者支援の実施状況を把握するとともに、これらの社会資源の開拓に努めるものとする。

エ 広報及び普及啓発

高次脳機能障害について、広く市民及び医療機関等関係機関に対し、理解の促進を図るため広報及び普及啓発を図る。

オ ピアカウンセリング事業

(ア) 西東京市保谷障害者福祉センターを利用している当事者及び当事者家族を中心に、市内在住の当事者と当事者家族を対象とする。

(イ) 家族会・当事者会の組織化と定例化を支援し、多くの方が参加できるよう広報・周知する

(ウ) 当事業の実施時期は通年、実施回数は年 12 回の実施とする。1 日あたり 2 時間程度とし、通常の職員体制とは別に 1 日あたり 2 名程度の職員を配置すること。

(6) 施設管理業務

ア 施設、物品等の管理保全及び調整

イ 施設、物品等の簡易な修繕及び整備。ただし、次の事項を除く。

(ア) 施設構造及び設備に係わる修繕

(イ) 発注者が加入する建物保険が適用となる修繕

(ウ) 施設内の整理整頓その他環境整備

(7) 発注者及び受注者の協議により上記各号に関連して必要とする事業

5 対象者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 4 (1)に規定する事業の対象者は、18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、地域活動支援センター利用助成を決定された者
- (3) 高次脳機能障害者
- (4) その他特に市長が認める者

6 事業の実施日

- (1) この契約に基づく事業の実施は、月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）とする。ただし、発注者及び受注者との協議の上、変更することができる。
- (2) 4 (1)に規定する業務について、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）
- (3) 4 (3)に規定する業務について、公共施設予約管理システムにより利用決定された者がある場合は、6 (1)に関わらず施設貸出し業務を実施すること（年末年始を除く。）

7 事業実施体制

- (1) この契約に基づく事業の実施に当たり、施設管理者を配置すること。ただし、発注者がやむを得ないと認める場合は、受注者が実施する他の事業との兼務を可とする。
- (2) 前号のほかに次の基準以上の職員を配置すること。なお、職員配置体制表を提出すること。

- ア 施設長 1名
- イ 事務職 2名
- ウ 支援員 6名
- エ 理学療法士 2名
- オ 作業療法士 2名
- カ 言語聴覚士 1名（週1日）
- キ 訓練助手 3名
- ク 看護師 1名

8 送迎バスの契約

西東京市保谷障害者福祉センターの送迎のために運行するバス4台は、西東京市が運転手及び添乗員付車両並びに送迎業務について委託契約を行い、支払についても西東京市が支払うこととする。

9 委託料の支払条件等

委託料は4回払いとし、受注者からの請求に基づき、事業の実施に係る委託料を4月、7月、10月及び1月に支払う。

10 委託料の変更

契約締結後に委託料に変更の必要が生じたときは、発注者及び受注者双方の協議により委託料の変更を行うことができるものとする。

11 事業実施報告

受注者は、次の事項を書面で報告すること。

- (1) 4に定める各事業の実施報告書（登録利用者人数、利用者区分人数内訳、利用者区分ごとの利用時間・回数、行事・見学の日時・内容・参加人数、相談件数・時間・種別・内容等）（事業実施月の翌月 10 日まで）
- (2) 年度報告書（年度末）
- (3) 収支決算書（年度末）
- (4) 事故報告書（事故発生の都度）
- (5) その他発注者が必要と認める事項

12 指導、助言及び協力

発注者は、委託事業の実施について助言及び指導をするとともに、広報宣伝について協力するものとする。

13 協議事項

この仕様書に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、適宜協議の上、決定するものとする。